

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が減額されます！

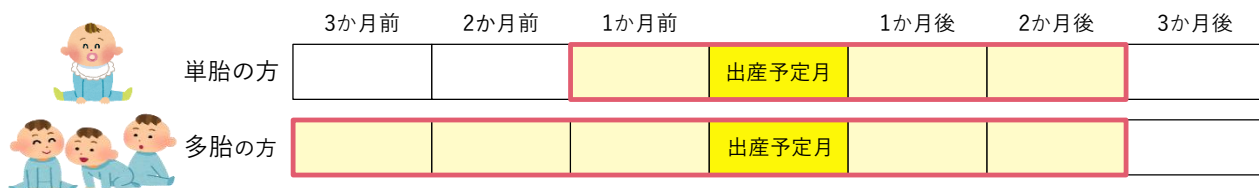


対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 軽減を受けるためには届出が必要です。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

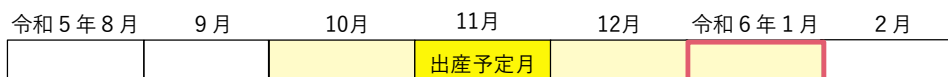
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書（届出先の窓口、市ホームページから入手できます。）
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。



届出先

財務部市民税課諸税係（1階14番窓口）

TEL 0197-72-8210

または福祉部国保年金課国保係（1階8番窓口）

TEL 0197-72-8204